

●香川県監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成26年8月22日

香川県監査委員 林 勲
同 鍋嶋 明人
同 山田 正芳
同 十河 直

- 1 監査対象部局 農政水産部
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
中讃農業改良普及センター	平成26年4月9日
西讃農業改良普及センター	〃
農業大学校	平成26年4月10日
水産試験場	平成26年4月14日
赤潮研究所	〃
西部家畜保健衛生所	平成26年4月17日
農業試験場	平成26年4月18日
東讃土地改良事務所	平成26年6月18日
中讃土地改良事務所	〃
西讃土地改良事務所	〃
土地改良課	平成26年7月10日
畜産課	〃
農業経営課	〃
農政課	平成26年7月15日
水産課	平成26年7月17日
海区漁業調整委員会	〃
農村整備課	〃
農業生産流通課	〃
東讃農業改良普及センター	平成26年7月25日
東部家畜保健衛生所	〃
畜産試験場	〃

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

- ア 支出事務について
外部講師に係る謝金について、支給額に誤りがあった。(農業大学校)
- イ 旅費事務について
前年度に指導したにもかかわらず、県外旅費について、帰着日から3か月以上経過して支出しているものがあった。(土地改良課)
- ウ 手当の支給について
超過勤務手当について、支給漏れがあった。(農業経営課)
- エ 契約事務について
設備保守点検等業務委託契約について、変更契約を締結していたが、その手続及び仕様書の内容に誤りがあった。(農業試験場)
- オ 物品の管理について
(ア) 証紙収納簿に記載された収納年月日と証紙の消印日が一致しないものがあった。(農業経営課)
(イ) 業務委託契約により製作した物品について、備品の登録手続きができていなかった。(水産課)
(ウ) 重要物品について、平成24年度に廃棄処分しているにもかかわらず、重要物品票に廃棄した旨を登記していなかった。(農業試験場)
(エ) 物品購入伺について、要求理由等の必要事項が記載されていないものがあった。(畜産試験場)
- カ その他
県に事務局を置く任意団体について、当該団体の所管課長として自主検査を行っていないものがあった。(農業経営課)
- (3) 検討指示事項
該当事項なし